

墨田区特別保育の実施に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 理由

子ども・子育て支援法の制定（24.8.22公布、27.4.1一部施行）による施設型給付制度の創設に伴い、標準時間保育の延長保育料を改定するとともに、短時間保育に係る延長保育料を定める必要がある。

2 改正概要

(1) 題名の改正

題名を「墨田区特別保育の利用に関する条例」に改める。

(2) 経過措置

平成27年度については、標準時間保育に係る利用者負担額を現行の額に据え置くことに伴い、標準時間保育の延長保育料も同様に据え置くとともに、短時間保育の延長保育料を徴収しないこととし、平成28年度から平成30年度まで、3年間かけて標準時間保育の延長保育料を段階的に引き上げる。

3 延長保育料利用者負担額

(1) 標準時間保育延長保育料（月額）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度以後	
生活保護世帯	住民税非課税及び均等割のみ課税世帯	無 料				
	母子世帯等 その他世帯	200 円				
住 民 税 所 得 割 額	10,000円未満	800 円	800 円	900 円	1,000 円	
	10,000円以上 48,600円未満	1,100 円	1,200 円	1,200 円	1,300 円	
	48,600円以上 72,800円未満	0～2歳児	1,700 円	1,800 円	1,900 円	2,000 円
		3歳児	1,500 円	1,600 円	1,800 円	1,900 円
		4・5歳児	1,500 円	1,600 円	1,700 円	1,800 円
	72,800円以上 97,000円未満	0～2歳児	2,100 円	2,200 円	2,300 円	2,400 円
		3歳児	1,500 円	1,600 円	1,800 円	1,900 円
		4・5歳児	1,500 円	1,600 円	1,700 円	1,800 円
	97,000円以上 115,000円未満	0～2歳児	2,300 円	2,400 円	2,600 円	2,700 円
		3歳児	1,500 円	1,600 円	1,800 円	1,900 円
		4・5歳児	1,500 円	1,600 円	1,700 円	1,800 円
	115,000円以上 133,000円未満	0～2歳児	2,500 円	2,600 円	2,800 円	3,000 円
		3歳児	1,700 円	1,800 円	1,900 円	2,000 円
		4・5歳児	1,700 円	1,800 円	1,900 円	2,000 円
	133,000円以上 151,000円未満	0～2歳児	2,700 円	2,800 円	3,000 円	3,200 円
		3歳児	1,900 円	2,000 円	2,100 円	2,300 円
		4・5歳児	1,800 円	1,900 円	2,000 円	2,200 円
	151,000円以上 169,000円未満	0～2歳児	2,900 円	3,100 円	3,200 円	3,400 円
3歳児		2,000 円	2,200 円	2,300 円	2,400 円	
4・5歳児		2,000 円	2,100 円	2,300 円	2,400 円	
169,000円以上 185,500円未満	0～2歳児	3,100 円	3,300 円	3,500 円	3,700 円	
	3歳児	2,100 円	2,300 円	2,400 円	2,600 円	
	4・5歳児	2,000 円	2,100 円	2,300 円	2,400 円	
185,500円以上 202,000円未満	0～2歳児	3,300 円	3,500 円	3,700 円	4,000 円	
	3歳児	2,200 円	2,400 円	2,600 円	2,700 円	
	4・5歳児	2,000 円	2,100 円	2,300 円	2,400 円	

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度以後	
住 民 税 所 得 割 額	202,000円以上 218,500円未満	0～2歳児	3,400円	3,700円	3,900円	4,100円
		3歳児	2,300円	2,500円	2,700円	2,800円
		4・5歳児	2,000円	2,100円	2,300円	2,400円
	218,500円以上 235,000円未満	0～2歳児	3,600円	3,900円	4,100円	4,300円
		3歳児	2,400円	2,600円	2,800円	3,000円
		4・5歳児	2,000円	2,100円	2,300円	2,400円
	235,000円以上 251,500円未満	0～2歳児	3,800円	4,100円	4,400円	4,600円
		3歳児	2,500円	2,700円	2,900円	3,100円
		4・5歳児	2,100円	2,200円	2,400円	2,500円
	251,500円以上 268,000円未満	0～2歳児	4,000円	4,300円	4,500円	4,800円
		3歳児	2,500円	2,700円	2,900円	3,100円
		4・5歳児	2,100円	2,200円	2,400円	2,500円
	268,000円以上 284,500円未満	0～2歳児	4,100円	4,400円	4,700円	5,000円
		3歳児	2,500円	2,700円	2,900円	3,100円
		4・5歳児	2,100円	2,200円	2,400円	2,500円
	284,500円以上 301,000円未満	0～2歳児	4,300円	4,600円	4,800円	5,100円
		3歳児	2,500円	2,700円	2,900円	3,100円
		4・5歳児	2,100円	2,200円	2,400円	2,500円
	301,000円以上 349,000円未満	0～2歳児	4,700円	5,000円	5,300円	5,600円
		3歳児	2,600円	2,800円	3,000円	3,200円
		4・5歳児	2,200円	2,300円	2,500円	2,600円
	349,000円以上 397,000円未満	0～2歳児	5,200円	5,600円	5,900円	6,300円
		3歳児	2,600円	2,800円	3,000円	3,200円
		4・5歳児	2,200円	2,300円	2,500円	2,600円
397,000円以上 443,600円未満	0～2歳児	5,700円	6,100円	6,500円	6,900円	
	3歳児	2,600円	2,800円	3,000円	3,200円	
	4・5歳児	2,200円	2,300円	2,500円	2,600円	
443,600円以上	0～2歳児	6,100円	6,500円	6,900円	7,300円	
	3歳児	2,600円	2,800円	3,000円	3,200円	
	4・5歳児	2,200円	2,300円	2,500円	2,600円	

「住民税」とは、「区市町村民税」をいう。

第2子以降の保育料の額は、規則で定める（第3子以降は無料とする予定）。

住民税非課税及び均等割のみ課税世帯における「母子世帯等」の定義については、規則で定める。

## (2) 短時間保育延長保育料(月額)

区 分		0～2歳児	3歳児	4・5歳児
生活保護世帯		無 料		
住民税非課税及び均等割のみ課税世帯	母子世帯等			
	その他世帯	100円		
住 民 税 所 得 割 額	10,000円未満			
	10,000円以上 48,600円未満	550円		
	48,600円以上 72,800円未満	850円	750円	
		1,050円		
	97,000円以上 115,000円未満	1,150円	850円	
	115,000円以上 133,000円未満	1,250円		
	133,000円以上 151,000円未満	1,350円	950円	900円
		151,000円以上 169,000円未満	1,450円	1,000円

区 分		0～2歳児	3歳児	4・5歳児
住 民 税 所 得 割 額	169,000円以上 185,500円未満	1,550円	1,050円	
	185,500円以上 202,000円未満	1,650円	1,100円	
	202,000円以上 218,500円未満	1,700円	1,150円	
	218,500円以上 235,000円未満	1,800円	1,200円	
	235,000円以上 251,500円未満	1,900円	1,250円	1,050円
	251,500円以上 268,000円未満	2,000円		
	268,000円以上 284,500円未満	2,050円		
	284,500円以上 301,000円未満	2,150円	1,300円	1,100円
	301,000円以上 349,000円未満	2,350円		
	349,000円以上 397,000円未満	2,600円		
	397,000円以上 443,600円未満	2,850円		
	443,600円以上	3,050円		

「住民税」とは、「区市町村民税」をいう。

短時間保育の延長保育は、短時間保育に係る時間の前後いずれかの30分とする。

第2子以降の保育料の額は、規則で定める（第3子以降は無料とする予定）。

住民税非課税及び均等割のみ課税世帯における「母子世帯等」の定義については、規則で定める。

#### 4 墨田区保育所条例の一部改正

上記2(1)の題名の改正に伴い、所要の規定整備をする。

#### 5 施行期日

本年4月1日